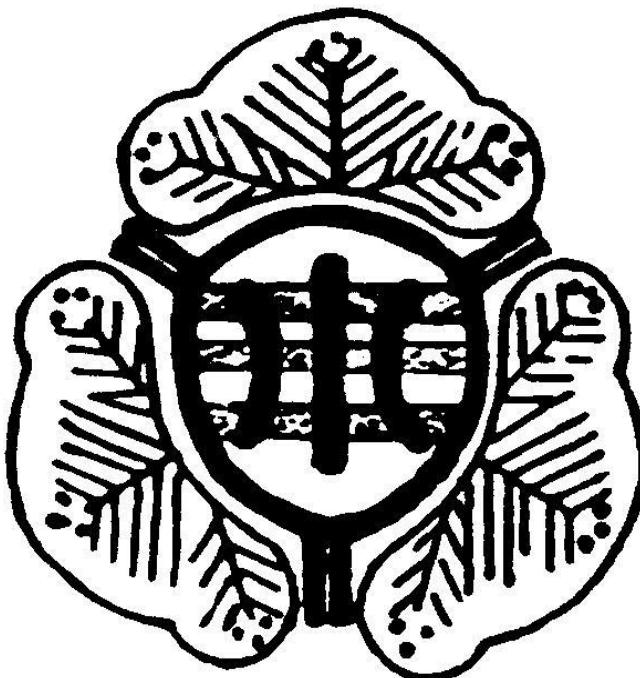


三神小学校ガイド

この冊子には三神小に
関することが掲載されています。
学校を理解していただくために
お役立てください。



令和3年度発行

〒969-0251 矢吹町神田西130-2
☎ 0248-45-2155 fax 0248-45-2513
E-mail mikami-e@fcs.ed.jp
矢吹町教育ポータルサイト <http://yabuki.fcs.ed.jp>

「三神小ポータルサイト」で検索を 



◆ 教育目標

「豊かな人間性を備え
心も体も健康で
共に伸びようと努力する子ども」
の育成

しんてんだいじゅ

～共に伸びよう伸展大樹～

- 思いやりのある子
- 考える子
- たくましい子



三神小イメージキャラクター
「みかみん」

◆ 集金

本校では、給食費を含む諸会費等について、保護者の皆様に一括納入または分割納入を選択していただき、口座振替で納入していただいております。

口座振替の内容は下記のとおりです。なお、教材費は各学年によって異なります。

* 教材費は各学年、年間12,000円～16,000円程度で、この表の金額は1年生の金額を参考として入れています。詳しくは、令和3年5月6日付通知をご確認ください。

* 給食費は1食295円で年間180食、年額53,100円となります。保護者が負担する給食費年額の半額26,550円を超えた部分について町から補助が出ます。

口座振替内容 (参考額: 1年生)		
一括納入の場合 (5月)	・給食費(年額)	47,325
	1人 26,550	
	・PTA会費(年額)	
	1家庭 3,600	
	・スポーツ文化後援会費(年額)	
	1家庭 1,500	
	・学級費(年額)	
	1人 1,200	
分割納入の場合	・教材諸費 (年額)	12,225
	1人 14,475	

☆ 口座振替日 (基本的に毎月27日が振替日です)

- ① 5月 5月27日 (木)
- ② 6月 6月28日 (月)
- ③ 7月 7月27日 (火)
- ④ 8月 8月27日 (金)
- ⑤ 9月 9月27日 (月)
- ⑥ 10月 10月27日 (水)

* 分割の場合、今年度より6回となりました。

分割納入の場合	5月	・給食費	12,225
		1人 6,550	
		・学級費	
		1人 1,200	
	6月	・教材諸費	
		1人 4,475	
		・PTA会費	
		1人 3,600	
7月～10月	7月	・給食費	各月 6,000円
		1人 4,000	
		・教材諸費	
	8月	1人 2,000	
		・給食費	
		1人 4,000	
9月	9月	・教材諸費	各月 6,000円
		1人 2,000	

* 振替ができなかった場合は、翌月15日に再振替いたします。

- 口座振替手数料が毎回1人55円かかります。
- 振替日前日までに口座残高の確認をお願いします。
- 1～4年生で通学バスご利用の場合は、バス代月額2,000円(年間24,000円)も追加されます。



◆ 児童の忌引

父母(7日)、兄弟姉妹(3日)、祖父母(3日)

おじ・おば(1日)、曾祖父母(1日)

※ 遠隔地の場合は、往復に要する日数を加えることができます

◆ スクールカウンセラー・心のケア

月に3回程度(火曜日)来校しています。

悩み事・相談事などあれば、担任か養護教諭まで

お問い合わせください。

三神小学校 ☎0248-45-2155

直接声をかけていただいても、
先生方を通してでも大丈夫です。
保護者の方、ご家族の方も
どうぞお気軽に。

スクールカウンセラー 砂塚洋子

* 相談内容の秘密は守られます。



★心のケア(福島県 義務教育課・健康教育課)★

悩みごと相談窓口 ふくしま24時間子どもSOS:0120-916-024

ダイヤルSOS:0120-453-141 も開設されています。

◆ やぶき安心・安全ネットワークシステム

電子メールを活用し、不審者情報や学校の緊急連絡を発信しています。
昨年度登録いただいた方も、毎年登録が必要です。

随時登録できますが、まだ登録されていない方は、4月6日付の
ご利用の案内により、早めにご登録願います。

本システムのお問い合わせは町教育委員会へ ☎0248-44-4400



◆ 学校感染症

医療機関で下記の病名を言われたら、たとえ軽症でもすぐに学校へご連絡ください。
校長が出席停止を命じることになります。

病名	出席停止期間等
新型コロナウイルス感染症	医師の診断において感染の恐れがないと認めるまで
インフルエンザ	発症後5日が経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
ひやくにちぜき 百日咳	特有の咳がなくなるまで、または5日間の適切な抗菌薬による治療が終了するまで
麻疹(はしか)	発しんに伴う発熱が解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳・あご・舌の下の腫れが出てから5日を経過し、全身の状態がよくなるまで
ふうしん 風疹	発しんが消えるまで
水痘(みずぼうそう)	全ての発しんがかさぶたになるまで
咽頭結膜炎(プール熱)	発熱やのど、結膜などの症状が消えた後、2日を経過するまで
けっかく 結核	医師の診断において感染の恐れがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	医師の診断において感染の恐れがないと認めるまで
流行性角結膜炎	医師の診断において感染の恐れがないと認めるまで
感染性胃腸炎	下痢や嘔吐の症状が軽くなり、全身の症状が安定するまで
ようれんきんかんせんしょう 溶連菌感染症	適切な抗菌薬による治療開始後、24時間経過し、全身の状態が安定するまで
マイコプラズマ肺炎	全身の状態が安定するまで
手足口病	全身の状態が安定するまで
エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、鳥インフルエンザ	完全に治るまで

◆ 日本スポーツ振興センター

児童の学校管理下(授業中・休み時間中・登下校中)での偶発的な事故によるケガを補償します。
【休み時間に鉄棒から落下、通学中に自転車で転倒など】

- 初診から治癒までの間の医療費総額(医療保険でいう10割分)が、5,000円以上の場合のみ、支給されます。
- 医療費全額免除の場合でも、その1割が支給されます。

※ 児童が学校管理下でケガをして、医療機関を受診した場合は、すぐに学校へご連絡ください。

◆ PTA安全互助会

三神小はPTA安全互助会のIVコースに加入しています。

児童の学校管理下外(家庭内・休日・スポ少等)での偶発的な事故によるケガ、賠償事故を補償します。
PTA会員のPTA行事中の偶発的な事故によるケガ、賠償事故を補償します。

- **児童の学校管理下外での傷害(初診日から7日以降も通院した場合が対象)**や賠償事故に対し、補償されます。
【誤って教室の窓ガラスを割ってしまった、他人にケガをさせてしまったなど】
- **PTA主催・共催行事に参加しているときのPTA会員(児童を含む)の傷害(入院・通院の1日目から対象)**や賠償事故に対し、補償されます。
【PTA環境整備作業でケガをした、PTA学年行事で誤って設備を破損したなど】

※ 事故が発生したら、すぐに学校へご連絡ください。

◆ 就学援助

児童が小学校に通学するうえで、経済的な理由で必要な経費等の支払いに困っている方に、その一部を援助する制度です。
(給食費の全額、学用品費の一部、修学旅行費、他)

【申請の手続き】

「就学援助についてのお知らせ」を次のとおり配付等しております。

○小学1年生 入学通知書と合わせて配布・入学説明会時に説明

○小学2年生～6年生 2月に配布

また、年度途中でも申請可能です(世帯の収入状況の調査があり、その状況によっては認定にならないこともあります)。詳しくは三神小 事務担当 吉田か矢吹町教育委員会へお問い合わせください。



◆ 転居・転出(転校)手続

転居や転出が決まりましたら、できるだけ早く学級担任にご連絡ください。
その際、町役場や町教育委員会で手続きが必要になります。ご不明な点は学校にご相談ください。

家庭の状況などに変更があった場合
(住所・勤務先・連絡先など)
学級担任までご連絡ください。